常喜本庄地区農業集落排水処理施設

最終清掃委託業務

仕様書

第１章　総　則

１　適用範囲

（１）　この仕様書は、長浜市（以下「本市」という。）が管理する農業集落排水処理施設内の清掃工に適用する。

（２）　図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

（３）　仕様書、特記仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、本市と受注者との協議により決定する。

２　用語の定義

この仕様書において、次の各号に揚げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　指示とは、本市の発議より監督職員が受注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

（２）　承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。

（３）　協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

３　法令等の遵守

（１）　受注者は、調査を施工するにあたり、次に揚げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等並びに本市が他の企業等と締結している協定等を遵守すること。

ア	労働基準法	（昭和22年法律第49号）	及び同法関連法規
イ	労働者災害補償保険法	（昭和22年法律第50号）	〃
ウ	消防法	（昭和23年法律第186号）	〃
エ	緊急失業対策法	（昭和24年法律第89号）	〃
オ	建設業法	（昭和24年法律第100号）	〃
カ	建築基準法	（昭和25年法律第201号）	〃
キ	港湾法	（昭和25年法律第218号）	〃

ク　毒物及び劇物取締法　（昭和25年法律第303号）　〃
ケ　道路法　（昭和27年法律第180号）　〃
コ　下水道法　（昭和33年法律第79号）　〃
サ　中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）　〃
シ　道路交通法　（昭和35年法律第105号）　〃
ス　河川法　（昭和39年法律第167号）　〃
セ　電気事業法　（昭和39年法律第170号）　〃
ソ　騒音規制法　（昭和43年法律第98号）　〃
タ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）　〃
チ　水質汚濁防止法　（昭和45年法律第138号）　〃
ツ　酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）　〃
テ　労働安全衛生法　（昭和47年法律第57号）　〃
ト　振動規制法　（昭和51年法律第64号）　〃
ナ　環境基本法　（平成5年法律第91号）　〃

（２）　使用人に対する諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。
なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

４　提出書類

（１）　受注者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、調査に着手すること。

ア　着手届
イ　現場代理人及び主任技術者届
ウ　工程表
エ　職務分担表
オ　緊急連絡届
カ　清掃作業計画書
キ　清掃土砂運搬車両使用届
ク　酸素欠乏危険作業主任者届
〔酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと〕

（２）　提出した書類の内容を変更する必要が生じたときは、ただちに変更届を提出すること。

（３）　受注者は、着手日から竣工日までの期間中、作業日報を毎日作成し監督職員に提出する

こと。

（４）　作業が完了したときは、すみやかに次の書類を提出すること。

ア　完了届

イ　出来高調書

ウ　作業記録写真

エ　完了図書一式

オ　契約代金請求書

（４）　前記各項のほか、監督職員が提出するように指示した書類は、指示した期日までに提出すること。

５　現場体制

（１）　受注者は、契約締結後すみやかに現場代理人、並びに清掃の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

（２）　作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させること。

（３）　受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。

（３）　受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

６　下請負人の届出

（１）　受注者は、作業の一部を下請させる場合で、本市がその下請負人の届出の提出を求めたときは、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について届け出ること。

作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様とすること。

（２）　作業の実施にあたって、著しく不適当であると認められる下請負人は、交替を命ずることがある。

この場合、受注者はただちに必要な措置を講ずること。

７　地先住民等との協調

（１）　受注者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。

（２）　受注者は、地先住民等からの要望、若しくは地先住民等との交渉があったときは、

遅滞なく監督職員に申し出て指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。

（３）　受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、又は手数料等を受けてはならない。

なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について十分監督指導すること。

（４）　使用人等が前項の行為を行ったときは、請負人がその責任を負うこと。

８　損害賠償及び補償

（１）　受注者は、下水道施設に損害を与えたときは、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに現状復旧すること。

（２）　受注者は、作業にあたり万一、注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

９　工程管理

（１）　受注者は、あらかじめ提出した工程表にしたがい、工程管理を適正に行うこと。

（２）　予定の工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑な進行を図ること。

（３）　受注者は、毎月末、出来高報告書等により、作業の進捗状況を監督職員に報告すること。

（４）　日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその調査内容、調査時間等について監督職員の承諾を得ること。

10　作業記録写真

受注者は、次の各項に従って作業記録写真を明瞭でわかりやすく撮影し、作業が完了したときは、工種ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督職員に提出すること。

（１）　水槽内から、作業前後の状況を同一方向で撮影すること。

ただし、水槽内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影すること。

（２）　人力又は機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。

（３）　写真には作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。

（４）　一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合せること。

（５）　写真は、原則としてカラー印刷とし、その大きさはサービス版とする。
なお、写真データーをCD-R等に記録し提出すること。

第２章　　安　全　管　理

１　一般事項

（１）　受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。

（２）　作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。

（３）　事故防止を図るため、安全管理については、清掃作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

２　安全教育

（１）　受注者は、作業に従事するものに対して定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員等の安全意識の向上を図ること。

（２）　受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について特別な教育を行うこと。

３　労働災害防止

（１）　現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

（２）　マンホール等に出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合はその指示に従うこと。

（３）　作業中、酸素欠乏空気や有害ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。

（４）　資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

４　公衆災害防止

（１）　作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

（２）　作業に伴う交通処理及び保安対策は、この仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。

（３）　前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

５　その他

（１）　受注者は、作業にあたって下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

（２）　万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。

（３）　前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに本市に届け出ること。

第３章　清　掃　工

１　一般事項

（１）　受注者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督職員に報告したうえで作業に着手すること。

（２）　作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用する等、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分注意すること。

（３）　作業にあたり、仮締切を必用とする場合には、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとすること。

ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、ただちにこれを撤去すること。

（４）　受注者は、作業にあたり騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

（５）　受注者が、監督職員の指示に反して作業を続行した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合等は、作業の一時中止を命ずることがある。

（６）　作業にあたり、道路その他の工作物を土砂等で汚損させないこと。万一汚損させたときは、作業終了の都度洗浄・清掃すること。

（７）　作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努め

ること。

２　業務範囲

本業務の対象範囲は、以下のとおりとする。

（１）槽内洗浄作業及び消毒作業

名称	数量	名称	数量	名称	数量
ばっ気沈砂槽	１	流量調整槽	２	嫌気ろ床槽第１室	２
嫌気ろ床槽第２室	２	嫌気ろ床槽第３室	２	接触曝気槽第１室	２
接触曝気槽第２室	２	接触曝気槽第３室	２	沈殿槽	２
消毒槽	１	汚泥濃縮貯留槽	１	汚泥貯留槽	１

３　清掃工

（１）　土砂等の流下防止

作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。

（２）　土砂等の積み込み、運搬

１）受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。

２）運搬車両は、事前に本市に届け出を行うこと。

３）運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏えいの恐れのない構造の車両とすること。

４）積み込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。

５）土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中で落下しないように措置を講ずること。

６）土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

（３）　機械による清掃作業

１）高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により水槽を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

２）高圧洗浄車に使用する洗浄水は、受注者で用意し、費用は本委託費に含むこと。

４　消毒工

（１）　消毒の手順

水槽内を清掃後、所定の消毒液を用いて槽内を消毒すること。

（２）　消毒の方法

消毒液は、噴霧器により塗布すること。

５　ろ材洗浄・処分工

（１）　ろ材の消毒

水槽内のろ材については、洗浄してから搬出すること。

（２）　ろ材の処分

搬出したろ材は、産業廃棄物として、関係法令に準拠し適切に処理を行い搬出完了後はマニフェスト（D表）の写しを提出すること。

第４章　その他

１　作業の完了

作業を完了し、所定の成果品が提出された後、本市検査員の検査をもって完了とする。

２　検査

（１）　受注者は、中間検査及び完了検査に立会うこと。

（２）　受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い提出すること。

３　その他

（１）　設計図書に、特に明示していない事項であっても、作業の実施上当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。

（２）　その他特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し指示を受けて処理すること。

仕　様　書

１．委託業務内容

常喜本庄地区農業集落排水処理施設の最終清掃業務において発生する汚泥・スカム・洗浄水等の引抜運搬作業

汚泥引抜量（予定）　　１，１４０立方メートル

契約単位・・・１立方メートル（汚泥・スカムの引抜運搬作業の単位量）

２．作業の着手

受注者は発注者からの発注があるごとにその都度汚泥引抜作業を行う。ただし、受注者は汚泥引抜作業に先だって、発注者に汚泥引抜予定数量を報告し、発注者の了解を得るものとする。また、受注者は汚泥引抜作業に際して発注者の立ち合いを求めなければならない。

３．作業の完了確認

受注者は汚泥引抜作業完了後、ただちに発注者に完了報告をしなければならない。発注者は立会及び受注者からの完了報告にもとづいて汚泥引抜作業の量を確認するものとする。

４．代金の請求及び支払

受注者は発注者が発注する汚泥引抜作業ごとに代金を請求できる。

５．搬入量の報告

受注者は湖北広域行政事務センター（以下、「広域センター」という。）が管理する処理施設への現在搬入数量（もしくは残搬入許可量）を毎月月末、もしくは発注者が提出を求めた際には速やかに報告しなければならない。

６．契約の解除

前記の報告により、広域センターからは受注者に割り当てられた処理施設への搬入許可量に対し、受注者の総搬入量が超過する見通しの場合、発注者及び受注者に広域センターを含めた３者で協議し、必要に応じて発注者は本契約を解除することができる。なお、受注者は契約の解除による損失があっても発注者に請求できない。